第２の２　屋内消火栓設備（易操作性１号消火栓）の技術基準

**１**　**加圧送水装置**

加圧送水装置は，第２屋内消火栓設備の技術基準２の規定によるほか，次

によること。

易操作性１号消火栓のノズル・開閉弁・消防用ホース等の摩擦損失水頭は，

認定評価時に算定され機器の仕様書に明示されている数値とすること。★

**２　水源等**

水源等は，第２屋内消火栓設備の技術基準３の規定によること。

**３　配管等**

配管等は，第２屋内消火栓設備の技術基準４の規定によること。

**４　配線等**

配線等は，第２屋内消火栓設備の技術基準５の規定によるほか，次による

こと。

天井設置型消火栓の降下装置を壁，柱等に設置する場合，降下装置と当該

天井設置型消火栓の間の配線は，第２屋内消火栓設備の技術基準５の規定を

準用する。◆

**５　屋内消火栓箱等**

屋内消火栓箱等は，令第11条第３項第１号イ，ロ，規則第12条第１項第１

号から第３号及び屋内消火栓設備の屋内消火栓の基準（平成25年消防庁告示

２号）によるほか,次によること。

⑴　易操作性１号消火栓の位置は，第２屋内消火栓設備の技術基準６⑴の規

定を準用する。◆

⑵　天井設置型消火栓を設置する天井面の高さは，当該天井設置型消火栓の

品質評価における範囲内とすること。◆

⑶　易操作性１号消火栓は，品質評価品を用いること。★

⑷　設置方法は，次によること。

ア　標示及び灯火は，規則第12条第1項第３号，第２屋内消火栓設備の技術

基準２⑹，６⑵イ(ア)，(ウ)及び(エ)の規定によること。

イ　１号消火栓を設置する場合にあっては，努めて易操作性１号消火栓と

すること。◆

なお，令第11条第３項第１号に定める防火対象物以外のもので，可燃

性物品を多量に貯蔵し，取り扱うものについては，努めて１号消火栓を設

置すること。◆

ウ　原則として同一防火対象物には，同一操作性のものを設置すること。

　◆

エ　消火栓箱内に連結送水管を設置する場合には，品質評価品を使用する

こと。◆

⑸　天井設置型消火栓等は，地震動及びホース延長時の衝撃等により脱落し

ないよう，床スラブ等の構造材に堅固に取り付けること。◆

**６　凍結防止**

第２屋内消火栓設備の技術基準７の規定を準用する。◆

**７　非常電源**

第23非常電源設備の技術基準によること。★

**８　総合操作盤**

第25の２総合操作盤の技術基準によること。